

# 静岡市文化・クリエイティブ産業振興センター 指定管理者募集要項

## 1 指定管理者制度の趣旨

静岡市では、静岡市文化・クリエイティブ産業振興センターの管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、指定管理者制度による管理を導入します。管理運営をしていただく指定管理者を公募します。

## 2 施設の概要

- (1) 名称 静岡市文化・クリエイティブ産業振興センター  
 (2) 所在地 静岡市葵区七間町15番地の1（上下水道局庁舎内）  
 (3) 施設概要

### ① 規模等

鉄骨造 地上7階地下1階のうち1階及び2階の一部  
 敷地面積 9,462 m<sup>2</sup>（建物全体） 延床面積 500.61 m<sup>2</sup>（当該施設部分）  
 平面共用駐車場 12台、指定地下駐車場 1台

### ② 各階概要及び面積等

部屋名等	位置	面積	室数
指定駐車場	地下1階		1台
事務室・応接室	1階	50 m <sup>2</sup>	1室
ギャラリー1	1階	118 m <sup>2</sup>	1室
階段室	1階	13 m <sup>2</sup>	1室
倉庫	1階	5 m <sup>2</sup>	1室
ギャラリー2	2階	117 m <sup>2</sup>	1室
試作・創作室	2階	34 m <sup>2</sup>	1室
研修交流ルーム	2階	54 m <sup>2</sup>	1室
多目的ルーム	2階	91 m <sup>2</sup>	1室
倉庫	2階	15 m <sup>2</sup>	1室

※ 網掛け部分については、貸出利用ができる施設。

- ③ 建築時期 平成27年12月  
 ④ 開館年月日 平成28年4月1日  
 ⑤ 開館時間及び休館日

開館時間	休館日
午前10時から午後9時まで	(1)月曜日（当日が国民の祝日に関する法律に規定する休日のときは、その翌日以降の最初の休日以外の日） (2)12月29日から翌年の1月3日までの日

ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て開館時間及び休館日を変更し、又は臨時に休館することができます。

### 3 指定管理者の業務内容

(詳細は別紙「業務仕様書」のとおり)

- (1) 静岡市文化・クリエイティブ産業振興センター条例第4条に掲げる事業の実施に関する事  
と。
  - ① クリエーターの育成のための講座等の開催に関する事。
  - ② 文化・クリエイティブ産業の振興に関する研修、講座及び講演会の開催に関する事。
  - ③ クリエーターの創造的な活動の発表等に関する事。
  - ④ クリエーター相互及びクリエイーターと他の事業者の交流に関する事。
  - ⑤ クリエーターの創造的な活動による新事業の創出及び既存産業の高度化に対する支援  
に関する事。
  - ⑥ 文化・クリエイティブ産業に関する情報の収集及び提供に関する事。
  - ⑦ 文化・クリエイティブ産業を通じた地域文化の振興に関する事。
  - ⑧ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業
- (2) 静岡市クリエイター支援センターの施設の利用の許可に関する事。
- (3) 静岡市クリエイター支援センターの施設の維持管理に関する事。
- (4) 上記に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業

### 4 指定期間

平成31年4月1日から平成35年3月31日(4年間)

この期間については、静岡市議会での議決により決定します。

### 5 公募の条件

指定管理者が申請する時点において、次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 法人その他の団体(以下「法人等」という。)又は複数の法人等により構成されるグルー  
プであること。
- (2) 静岡市内に事務所等活動の拠点をもつ法人等であること。
- (3) 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的、人的能力を有していること。
- (4) 「文化・クリエイティブ産業の振興」を図るために必要な、市内企業及び国内外のクリエ  
ーター、パフォーマー等との人的ネットワークを有していること。
- (5) 1年以上引き続き業務を行っている法人等であること。

### 6 欠格事項

団体又はその代表者、役員が、以下のいずれかに該当している場合には、指定管理者に応  
募する事ができません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当する団体
- (2) 静岡市建築物環境衛生管理業務、警備業務、消防用設備等保守点検業務の委託契約に係る  
指名停止等措置要綱等に基づき、静岡市から指名停止措置を受けている団体
- (3) 直近の1年間において、市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している団体
- (4) 会社更生法及び民事再生法による手続きをしている団体
- (5) 静岡市暴力団排除条例第7条第1項の規定による暴力団及び暴力団員等と密接な関係を有  
する者(団体・代表者・役員)

- (6) 複数の法人等で応募する場合にあつては、いずれかの構成員が(1)～(5)に該当する場合

なお、応募の後、指定管理者の指定の日までの間にこれらのいずれかに該当することとなった場合には、応募は取り消されます。

## 7 申請に関する事項

- (1) 募集の周知

平成30年11月19日(月)から

- (2) 申請書類

申請には次の書類を提出してください。

使用する用紙の規格は、原則A4版縦とし、図面など規格を超えるものはA4版の大きさに折り曲げてください。

- ① 静岡市文化・クリエイティブ産業振興センター指定管理者指定申請書(静岡市文化・クリエイティブ産業振興センター条例施行規則様式第8号)
- ② 静岡市文化・クリエイティブ産業振興センター事業計画書(静岡市文化・クリエイティブ産業振興センター条例施行規則様式第9号)
- ③ 静岡市文化・クリエイティブ産業振興センター事業計画に関する収支予算書(静岡市文化・クリエイティブ産業振興センター条例施行規則様式第10号)
- ④ その他の添付書類

ア 法人等の定款、寄付行為又はこれらに準ずるものの謄本

イ 役員名簿

ウ 事業者の組織、沿革、その他事業の概要を記載した書類

エ 経営状況に関する書類

(ア) 現年度の事業計画書及び直近過去3か年度の事業報告書

(イ) 直近過去3か年度の貸借対照表及び損益計算書

オ 市税・法人税・消費税及び地方消費税に係る直近1年分の納税証明書

カ 文化・クリエイティブ産業振興センターの管理運営に係る従事予定者の名簿、経歴、採用の見通し状況及び管理体制組織図等

※その他、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

- (3) 申請方法

産業政策課へ直接持参

- (4) 提出部数

原本(正本)1部、副本10部

- (5) 提出場所

静岡市経済局 商工部 産業政策課

(静岡市清水区旭町6番8号 清水庁舎5階)

- (6) 提出期間

平成30年12月3日(月)から平成31年1月7日(月)まで

各日とも午前8時30分から午後5時15分まで

土曜日、日曜日、祝日を除く

- (7) 留意事項

- ① 申請者が次のいずれかに該当した場合は、その者を審査の対象から除外します。

- ア 複数の事業計画書を提出した場合
- イ 申請者又は申請者の代理人その他関係者が指定管理者選定委員会に対し、接触を求めたり、文書を送付したり、利益を供与するなど、申請者を有利に又は他者を不利にするよう働きかけた場合
- ウ 申請書類に虚偽又は不正があった場合
- エ 申請書類提出期限までに所定の書類が整わなかった場合
- オ その他不正な行為があったと市が認めた場合

② 申請書の取扱い

ア 著作権

申請書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は審査結果の公表等に必要の場合その他市が必要と認める場合は、申請書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

イ 特許等

申請書類において、第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとします。

ウ 返却

一度提出された書類は、返却しません。

エ 申請の辞退

申請書類を提出後、辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出してください。

オ 申請に当たっての費用負担

申請に当たって必要となる費用は、全て申請者の負担とします。

カ 情報公開

提出された書類は、静岡市情報公開条例（平成 15 年静岡市条例第 4 号）の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き公開されることがあります。

キ その他

申請後、提出された書類の内容を変更することはできません。（軽微な修正を除く。）

(8) 説明会の開催及び質問の受付期間等

- ① 静岡市文化・クリエイティブ産業振興センターの概要及び業務内容について、説明会を開催します。

【文化・クリエイティブ産業振興センター 業務説明会】

日時：平成 30 年 11 月 30 日（金）午前 10 時から（1 時間程度）

場所：静岡市上下水道局庁舎 7 階 71 会議室（C）

- ② 質問事項がある場合は「質問書」に記入の上、ファックス又は電子メールで送付してください。質問者に、ファックス又は電子メールにて平成 30 年 12 月 21 日（金）までに回答します。

ア 受付期間 平成 30 年 11 月 19 日（月）から平成 30 年 12 月 14 日（金）まで

イ 送付先 静岡市経済局商工部産業政策課宛

電子メールで送付する場合は、件名（題名）を必ず「文化・クリエイティブ産業振興センター指定管理募集質問」としてください。

## 8 審査及び選定に関する事項

静岡市は、申請者から提出された事業計画書等について、所管課による審査を経て、指定管理者選定委員会に付議します。これらの手続を経て、選定された指定管理者に関する事項については、市議会に指定管理者の指定議案として上程され、議会の議決を経て市長が指定します。なお、応募後に資格等を満たしていないことが判明した場合は失格となります。

### (1) 審査方法

指定管理者の選定は、事業計画書、収支予算書等の書類審査等の内容について、審査基準に照らし審査します。申請者には指定管理者審査委員会にてプレゼンテーション等を行っていただきます。

指定管理者審査委員会について

日時：平成31年1月15日（火）

場所：静岡市役所静岡庁舎12階 政策法務課相談室

※日時、会場は変更になる場合があります。また当日の時間及びプレゼン方法等の詳細については、後日連絡します。

### (2) 審査基準

審査基準は、別紙「様式第18号 指定管理申請者審査表」のとおり

### (3) 指定管理者選定委員会への付議

所管課による審査結果を受け、所管課から提出された資料をもとに、指定管理者選定委員会において指定管理者（候補者）を選定します。

選定結果については、審査終了後、速やかに文書でお知らせします。

### (4) 指定管理者の決定

指定管理者選定委員会で選定された指定管理者（候補者）は、市議会（平成31年2月議会）に議案上程され、議案議決により指定管理者として決定されることとなります。

市議会での議決事項は次のとおりです。

- ① 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
- ② 指定管理者に指定する団体の名称
- ③ 指定期間

なお、申請者が指定管理者としてふさわしいと市が認めない場合は、この募集に基づく指定管理者の指定は行いません。

### (5) 審査結果の公開

審査結果（申請団体の名称、評価点等）については、市議会での議決後、市ホームページで公開します。

## 9 協定の締結

指定管理者の指定後、施設の管理業務に関する協定書を毎年度当初に静岡市と締結します。

### (1) 協定書に盛り込む主な事項

- ① 総括的事項
  - ア 業務の内容
  - イ 協定の期間
- ② 管理運営業務の履行に関する事項
  - ア 業務の委託等の禁止

- イ 個人情報保護に関する事項
- ③ 指定管理料に関する事項
  - ア 指定管理料の額
  - イ 指定管理料の支払い方法
- ④ 事業報告
  - ア 事業報告書の提出
  - イ 事業の検査
- ⑤ 帳簿の保存について
- ⑥ 定めのない事項等の処理
- (2) 協定が締結できない場合の措置等
 

指定管理者が協定締結までに、次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

  - ① 正当な理由なくして、協定の締結に応じないとき。
  - ② 財務状況の悪化により、管理業務の履行が確実にないと認められるとき。
  - ③ 著しく社会的信用を損ない、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

## 10 その他

### (1) 情報の公開

指定期間中の毎年度終了後に年度評価を、指定期間が満了する年度に総合評価を実施し、それぞれの結果を静岡市ホームページで公表します。

なお、収支状況報告書等の市に提出された文書については、指定管理者のノウハウ等であって、公にすることにより、当該申請団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、公開する場合があります。

### (2) 指定取消等

静岡市は、次の事項に該当する場合、指定管理者の指定の取り消し又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができます。

#### ① 取消事由

- ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合
- イ 不可抗力等による場合

#### ② 損害賠償

指定取消等を行った場合、その結果として静岡市が被った損害の有無を確認するとともに、静岡市は当該指定管理者に対し、損害賠償請求を行うかどうかを検討することとします。

#### ③ 指定管理期間中に施設が廃止された場合の取り扱い

指定管理期間中に施設が廃止された場合には、期間中であっても指定が終了するものとします。

### (3) その他留意事項等

- ① 指定管理者が文化・クリエイティブ産業振興センターの管理・運営に係る管理・運営規定・要綱等を設けるときは、あらかじめ静岡市と協議するものとします。
- ② 募集要項及び仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容等について定めのない事項又は疑義が生じた場合には、静岡市と協議し、その指示に従って処理するものとします。

## 1.1 問い合わせ先及び申請書類提出先

〒424-8701

静岡市清水区旭町6番8号 静岡市役所 清水庁舎5階

静岡市 経済局 商工部 産業政策課 新産業係

TEL 054-354-2313

FAX 054-354-2132

E-mail [sangyouseisaku@city.shizuoka.lg.jp](mailto:sangyouseisaku@city.shizuoka.lg.jp)